

令和6年度から 森林環境税(国税)の課税が始まります

令和6年度から、森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。個人町県民税均等割の枠組みを用いて、年額1,000円を町が賦課徴収します。

個人住民税(町民税・県民税)の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年額1,000円(県500円、町500円)が加算され、賦課徴収されていました。この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

令和5年度まで	令和6年度以降
町民税均等割 3,500円 (うち、500円は復興特別税※1)	森林環境税 1,000円
県民税均等割 2,500円 (うち、500円は復興特別税※1、 1,000円は森林湖沼環境税※2)	町民税均等割 3,000円
合計 6,000円	県民税均等割 2,000円 (うち、1,000円は森林湖沼環境税※2)
	合計 6,000円

※1…東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時的措置として、平成26年度から令和5年度まで、町・県民税(均等割)にそれぞれ500円が加算されています。

※2…森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全のために、平成20年度から令和8年度まで、個人・法人とも県民税(均等割)に加算されています。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線122・124)

12月1日から15日は年末の交通事故防止県民運動 スローガン「暗い道 あなたを守る 反射材」

年末は、例年夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転を原因とする交通事故の発生が懸念されます。このため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、年末の交通事故防止県民運動を実施します。

- 重点推進項目**
- ①子どもと高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)
 - ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ③飲酒運転の根絶



問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線111)

農業振興農用地区域の 編入および除外申請受付について

令和5年度第2回農業振興地域整備促進協議会において審議される、農業振興地域整備計画の変更(農用地域の編入および除外)についての申請を、次のとおり受け付けます。

申請受付期間 11月8日(水)~28日(火)

※平日のみ、午前8時30分~午後5時15分

申請先・問合せ 農業政策課 ☎029-288-5295(直通)